

岐阜県立中濃特別支援学校同窓会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、岐阜県立中濃特別支援学校同窓会と称し、事務局を岐阜県立中濃特別支援学校内におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携と親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的の達成のために、総会の開催、会員名簿の発行、その他必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

一 正会員

本校高等部を卒業した者

本校高等部を転退学した者で入会を希望する者（保護者の同意）

二 後援会員

本校高等部を卒業した者の保護者

本校高等部を転退学した者で入会を希望する者の保護者

三 特別会員

本校の職員及び職員であった者

(役員及び役員会)

第5条 本会に、次の役員を置き、必要により役員会を開く。

また、会長・副会長・書記・会計を執行部とする。

役員	執行部	会長	2名（正会員・後援会員各1名）
		副会長	2名（正会員・後援会員各1名）
員		書記	3名（正会員・後援会員各1名、学校職員1名）
		会計	3名（正会員・後援会員各1名、学校職員1名）
		会計監査	4名（正会員・後援会員各2名）
		理事	若干名（年度別卒業生代表から）

2 役員の仕事は次のように定める。

一 会長

本会の会務を総括する。

二 副会長

会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

三 書記

議事を記録し会の庶務を行う。

四 会計

本会の会計事務を行う。

五 会計監査

会計業務を監査する。

六 理事

本会の会務の執行にあたる。

3 役員会では、執行部の選任、総会提出議案の審議、事業の推進、その他必要なことを行う。

(役員の仕事・人数・交代)

第6条 執行部（会長・副会長・書記・会計）の交代は、定例の役員会で協議の上、決定する。

執行部は役員の中から選出するものとする。

2 理事の仕事は、2年間とする。卒業時に役員の仕事を行うことが可能な同期の会員で決め、同窓会員より6名、同窓会後援会員より6名を選出する。

3 欠員が出た場合、その卒業年度の会員で補充をする。

(平成23年度卒業生より実施する。)

(顧問)

第7条 本会に顧問を置き、次の者をあてる。

一 学校長

二 同窓会後援会長

2 顧問は、総会、役員会、その他の会務に参加し、会の運営に助言を与える。

(会計監査)

第8条 会計監査委員は2名とし、会長が総会において委嘱する。

本会の会計監査は、同窓会の会計監査委員と執務する。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回、書面にて開催する。ただし、必要あるときは臨時総会を開くことができる。

2 総会は、会員の過半数の賛成により成立する。

3 総会は、会務及び決算報告、事業計画及び予算、役員改選その他必要事項を審議し、承認する。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

2 正会員は、入会時に入会金として、3,000円を納入する。

3 特別会員は、転出時に（案内状等送付希望者のみ）1,500円を納入する。

4 正会員及び特別会員は、5年ごとに更新し、会費として、1,500円を納入する。

5 本会の会計年度は、4月1日から始まり3月31日に終わる。

(付則)

第11条 本会は、営利・宗教・政治活動及び学校運営に関与しない。

第12条 本会則は、平成6年2月19日から施行する。

本会則の一部を改正し、平成20年1月20日から施行する。

本会則の一部を改正し、平成24年1月16日から施行する。

本会則の一部を改正し、平成25年1月20日から施行する。

本会則の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。

本会則の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。

本会則の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。

本会則の一部を改正し、令和5年10月1日から施行する。

(備考) 同窓会行事の幹事は、入会した年度の学年全体で務めるものとする。